

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和6年8月21日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和6年8月21日（水）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

鈴木市民活動支援課長、佐々木副主幹、鈴木主任主事

3 件名

白井市における犯罪被害者等支援について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

【質疑等概要】

- ・今回、特化条例を制定するに至った経緯は何か。
→令和3年4月に千葉県が特化条例を制定したことを受けて検討を重ね、今年度に策定することとなったもの。
- ・ワンストップサービスの実施のハードルが高くなっているのは、何が要因か。
→犯罪被害者等の状況については多岐にわたるものであり、関係課との協議調整の難しさがハードルになっているものと見込んでいる。
- ・条例や支援制度を設置したのち市民への周知は何か考えているか。
→将来対象者になる可能性のある市民へ広く周知するためには、全庁的に取り組む必要があると思っている。まずは、ワンストップサービスの検討を経て、全庁的に犯罪被害者等支援について理解を深めてもらい効果的な情報発信が行えればと考えている。
- ・実際の当事者となる市民への周知としては、市民向けのシンポジウムが効果的ではないか。
→検討する。
- ・今回の支援内容を決めた方針はあるか。
→有識者会議からの提言や他市等の状況を参考に、既存制度や関係機関との役割分担を考慮して支援内容を選定した。
- ・支援制度の数が増えて、手続きが増えてしまうと犯罪被害者等への負担となってしまう、手続きが煩雑になると思うが、包括的な支給等は検討しているか。
→支援金として設定しているものについては、ほとんどの犯罪被害者等に関係する日常生活に係る家事・介護・保育などの負担に対してのものであり、包括的に見舞金と併せて前金で支給出来るものとしている。その他の補助金として設定しているものは、必要な時期がさまざまであること、必要な金額に幅があること、必要としている犯罪被害者等が限定されることから、個別に実費補助としている。

- ・大卒の支援内容は良いが、具体的な支援メニューや他の類似する見舞金との調整の必要性などについて、今後詰めていく必要があると考える。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民活動支援課

件名	白井市における犯罪被害者等支援について							
現状・課題	<p>犯罪被害者やその遺族(以下「犯罪被害者等」という。)が被害から立ち直り、再び平穏な生活を送ることができるようになるには、関係機関が連携して、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた必要な支援を途切れることなく行い、犯罪被害者等を支えていくことが必要である。</p> <p>国は、「第4次犯罪被害者等基本計画」において、犯罪被害者等に対する中長期的な支援の充実を重点課題のひとつに掲げ、そのためには、地方公共団体における犯罪被害者等支援が重要であるとしている。</p> <p>しかし、当市においては、総合的対応窓口設置後具体的な支援については検討が進んでいない状況にある。</p>							
付議事案	目的	総合的対応窓口を実効性のある状態にすること及び各種見舞金等の設置により、犯罪被害者等への途切れない支援を実現する。						
	対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 専ら犯罪被害者等支援を目的とした実効的な事項を盛り込んだ条例(以下「特化条例等」という。)の制定 各種見舞金、支援金、補助金の設置 庁内(外)ワンストップサービスの実施(関係機関との連携強化を含む) 						
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> 特化条例の制定の可否 各種見舞金、支援金、補助金の設置の可否及びその内容 庁内ワンストップサービス実施の可否 							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【千葉県警察本部】</p> <p>犯罪被害者の実情としては、ワンストップサービスの需要はかなり高い。しかし、実施のハードルが高いのも現状。</p> <p>経済的支援については、財政的な問題が解決できれば、ワンストップサービスに比べれば実施のハードルは低く、有効性もある。相談のあった支援内容は適切と思われる。</p> <p>【印西警察署】</p> <p>条例制定や見舞金等の設置により相談事務の増加が見込まれる。必要な人に支援が提供できるよう、支援内容や給付のための条件設定に留意してほしい。</p> <p>【部内会議】</p> <p>他市町村と横並びでない分、根拠などをより明確に説明することが必要。</p> <p>相談事務等において、職員の負担が大きくなることを見込まれるため、人員や体制の整備は、強化の必要性を感じる。警察等関係機関との十分な連携も必要。</p> <p>【総務課】</p> <p>条例案の提出にあたっては、担当者間で連携を密にしていきたい。</p> <p>【財政課】</p> <p>実費補助としているものもあるが、性質的には扶助費として取り扱っても違和感はない。制度確立にあたっては、対象者を明確に定めてほしい。</p>							
今後のスケジュール	令和6年10月 防犯組合会議に特化条例の概要(素案)の意見聴取 令和6年11月 特化条例の概要(案)についてパブリックコメント 令和7年 2月 議会に条例案を提出 令和7年 4月 条例等施行 庁内ワンストップサービス検討会設置 令和8年 4月 庁内ワンストップサービスの開始							
	項目	有無	方法(時期)		項目	有無	方法(時期)	
	条例規則	有	令和7年4月1日		報道発表	有	定例記者会見(令和6年11月)	
	議会説明	有	令和7年3月		広報・HP等	有	令和7年4月1日	
	市民参加	有	パブリックコメント(令和6年11月)					
	付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (議会へ条例案を提出する まで)						
参考情報	案件提出事由	①市政運営の基本的な方針(規程第4条第2項第1号) ア 市政経営に関する事項						
	関係法令等	犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等給付金支給法						
	関係課							
	事業費	1,050 千円 (うち特定財源				0 千円)		
カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	健康・福祉	手段	その他

白井市における犯罪被害者等支援について

1 背景

- 昭和56年 1月 国：「犯罪被害者等給付金支給法（以下「支給法」という。）」施行
→国内で初めて犯罪被害給付金制度が規定
- 平成17年 4月 国：「犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）」施行
→地方公共団体の地域の状況に応じた施策実施が規定
- 12月 国：「犯罪被害者等基本計画」策定
→地方公共団体に対し、総合的対応窓口の設置要請
- 平成23年 3月 国：「第2次犯罪被害者等基本計画」策定
→地方公共団体に対し、見舞金の導入要請
- 平成26年度以前 市：「総合的対応窓口」設置（時期不詳）
- 平成31年 4月 県：「犯罪被害者支援コーディネーター」設置
- 令和 元年11月 市：「犯罪被害者週間」における懸垂幕掲示開始（県から依頼）
- 令和 3年 3月 国：「第4次犯罪被害者等基本計画」策定
→・地方公共団体に対し、特化条例の制定を要請
・ワンストップサービスによる専門職の活用を要請
- 4月 県：「千葉県犯罪被害者等支援条例」施行（議員提案）
- 令和 4年 3月 県：「千葉県犯罪被害者等支援推進計画」策定
→・見舞金制度の設置
・弁護士による法律相談の設置
- 4月 県：「千葉県犯罪被害者等見舞金支給要綱」施行
- 令和 5年 7月 国：「改正刑法」施行
→性犯罪の見直し、不同意わいせつ・不同意性交等
- 令和 6年 4月 国：「地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会（以下「有識者検討会」という。）」の提言内容公表
→・特化条例の制定
・機関内（多機関）ワンストップサービスの実施
・市の実情に応じた支援メニューの設置

※_____の部分が白井市の実施箇所

2 白井市の状況

特化条例の状況

未策定（計画及び包括的な条例も未策定）

県内の策定状況（令和6年7月末現在）1県、9市、5町において施行済み

総合的対応窓口及びワンストップサービスの状況

総合的対応窓口については設置済み（全国の市町村すべて設置済み）

ただし、設置後具体的な相談体制構築（ワンストップサービス）や相談の取り組みは検討も含めなされておらず、関係機関の紹介のみ実施中。

※犯罪被害者等支援における「総合的対応窓口」とは、犯罪被害者等への適切な情報提供を行う代表窓口を指す。（犯罪被害者等基本計画より）

※犯罪被害者等支援における「ワンストップサービス」とは、どの部署（機関）に相談や問合せを行っても、ニーズを一元的に把握した上で、複数の部署（機関）で情報共有等を行い、犯罪被害者等に対して必要な情報や支援を提供するものを指す。（有識者検討会提言内容より）

※犯罪被害者等支援における「機関内ワンストップサービス」とは、犯罪被害者等が支援を求める際に、どの部署に相談や問合せを行っても、犯罪被害者等のニーズを一元的に把握した上で、複数の部署で情報共有を行って必要な支援を協議し、それに基づき、犯罪被害者等に対して必要な情報や支援を積極的に提供することを指す。（有識者検討会提言内容より）

※犯罪被害者等支援における「多機関ワンストップサービス」とは、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、警察による支援や刑事手続の各段階で行われる民間被害者支援団体による支援だけでは十分ではなく、被害直後の生活急変や刑事裁判等の終了後も含めた中長期にわたる生活再建を支援するという観点から、犯罪被害者等のニーズを踏まえつつ、都道府県や市区町村が提供する生活を支援するための各種制度やサービスにも、漏れのないようにつないでいくことを指す。（有識者検討会提言内容より）

支援制度の状況

未設置

掲示物や啓発物の配布による周知啓発のみ実施中。

3 犯罪被害者の実情

犯罪被害に遭ったことの相談

警察庁がインターネットにより令和5年12月から令和6年1月に実施したアンケートにおいて、どこにも相談していない人の割合は4割を超える状況（44.2%）となっていた。特に児童虐待（84.4%）やDV（50.9%）、性的被害（51.3%）においてその割合が高いものとなっている。

また、有識者検討会の提言において、犯罪被害によって精神的なダメージを受け、自ら機関・団体を回って繰り返し被害状況等の説明をしなければならず二次的被害を受けているなどとの声が寄せられていると、説明されている。

損害の補償

同上アンケートにおいて、各種給付金や賠償を何も受けていない人の割合はおよそ8割（79.9%）となっていた。また、加害者から賠償を受けたのは3.1%に過ぎなかった。

損害賠償請求の状況

同上アンケートにおいて、加害者側に訴訟や交渉を行っていない割合がおよそ9割（88.0%）となっていた。また、その理由は、主なものは、どのような手続きをとればよいか分からない（32.5%）、加害者とこれ以上関わりたくない（27.6%）であった。

4 特化条例の制定

犯罪被害者等支援を推進させるための根拠となり、地域において犯罪被害者等支援を充実させるために非常に重要なものである。

また、地方公共団体として犯罪被害者等支援を推進することを住民に示すことにもつながり、犯罪被害者等の視点に立った様々な取組が進めやすくなるといった点で有効である。

そのため、新たに特化条例を制定することとしたい。（構成案は9ページの通り）

※「特化条例」とは、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例のように、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まず、専ら犯罪被害者等支援を目的とした実効的な事項を盛り込んだ条例をいい、多様な犯罪被害者等施策を具体的に明示している条例を指す。

5 支援内容の案

相談及び情報提供等の体制

庁内ワンストップサービスの実施（令和8年4月）

- ・ 庁内検討会の設置及び庁内ワンストップサービスの検討（令和7年4月）
- ・ 総合的対応窓口における庁内ワンストップサービスの実施

庁外ワンストップサービスの実施（随時）

県主体の取り組みのため、基本は県及び関係機関に協力し実施するが、必要に応じて県の実施に先立ち、関係機関との連携体制の構築・強化を行う

安全の確保

避難宿泊費補助金の設置（令和7年4月）

対象者：警察の避難措置による宿泊期間終了後、その他避難措置が受けられない者

条件：犯罪発生日において、対象者が白井市に住所を有すること

支援内容：実費補助（上限1泊1万円×3泊）

積算根拠：警察の支援内容（上限1泊1万円×3泊）を考慮し必要日数分を設定

経済的支援（原則、被害届を提出している者を対象とする）

遺族見舞（支援）金の設置（令和7年4月）

対象者：犯罪により亡くなられた方の遺族で第1順位の者（配偶者＞子＞父母 等）
※支援金は配偶者又は生計を維持されていた遺族に限る

条件：犯罪被害者が亡くなられた日に、対象者が白井市に住所を有すること
他制度から同種支援を受けていないこと

支援内容：30万円（見舞金のみ）又は45万円（見舞金と支援金）支給

積算根拠：見舞金…感謝30万円

支援金…家事代行等 4,000円/時 × 3時間 × 3日 × 4週

※重傷病・性犯罪被害見舞（支援）金で支給済みの額を減じる

重傷病見舞（支援）金の設置（令和7年4月）

対象者：身体または精神に対する被害により、全治1か月以上かつ労務に服することが出来ない期間が3日以上の上病を負った者

条件：犯罪発生日に、対象者が白井市に住所を有すること
他制度から同種支援を受けていないこと

支援内容：15万円（支援金のみ）又は25万円（見舞金と支援金）支給
※性犯罪被害見舞金で支給済みの額を減じる

積算根拠：見舞金…慰謝10万円
支援金…家事代行等4,000円/時 × 3時間 × 3日 × 4週

性犯罪被害見舞金の設置（令和7年4月）

対象者：性犯罪の被害を受けた者

条件：犯罪発生日に、対象者が白井市に住所を有すること
他制度から同種見舞金を受けていないこと

支援内容：10万円支給

積算根拠：見舞金…慰謝10万円

その他日常生活支援

住居復旧補助金の設置（令和7年4月）

対象者：白井市見舞（支援）金の対象者で、損壊した住居を居住のために修繕した者

条件：他制度から同種支援を受けていないこと

支援内容：実費補助（上限30万円）

積算根拠：他地方公共団体の転居費用助成の相場20万円に鍵交換等の相場を考慮し設定

法的関係支援

再提訴費用補助金の設置（令和7年4月）

対象者：白井市見舞（支援）金の対象者で、損害賠償時効更新に係る再提訴を行った者

条件：他制度から同種支援を受けていないこと

支援内容：実費補助（上限1回かつ33万円）※市長が認めた場合に回数等の上乗せあり

財産開示手続き及び情報取得手続き費用補助金の設置（令和7年4月）

対象者：白井市見舞（支援）金の対象者で、損害賠償請求に係る当該手続きを行った者

条件：他制度から同種支援を受けていないこと

支援内容：実費補助（上限5万円）

積算根拠：他地方公共団体の同補助金と同額を設定

市民等及び事業者への理解促進

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から回復し、平穏な生活を取り戻すため、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び犯罪被害者等の権利の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるため、主に犯罪被害者週間を活用し、周知啓発を行う。

民間支援団体等への支援

民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、必要な支援を行う。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

6 今後のスケジュール

令和6年10月 防犯組合会議に特化条例の概要（素案）の意見聴取

11月 特化条例の概要（案）についてパブリックコメント

令和7年 2月 議会に条例案を提出

4月 条例等施行

庁内ワンストップサービス検討会設置

令和8年 4月 庁内ワンストップサービスの開始

【犯罪被害者等】基本法の抜粋

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

【犯罪行為】支給法の抜粋

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

【犯罪被害】支給法の抜粋

犯罪行為による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつてその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む。

【特化条例】(資料中補足再掲)

安全で安心なまちづくりの推進に関する条例のように、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まず、専ら犯罪被害者等支援を目的とした実効的な事項を盛り込んだ条例をいい、多様な犯罪被害者等施策を具体的に明示している条例を指す。

【総合的対応窓口】(資料中補足再掲)

犯罪被害者等に適切な情報提供を行う代表窓口を指す。

【機関内ワンストップサービス】(資料中補足再掲)

犯罪被害者等が支援を求める際に、どの部署に相談や問合せを行っても、犯罪被害者等のニーズを一元的に把握した上で、複数の部署で情報共有を行って必要な支援を協議し、それに基づき、犯罪被害者等に対して必要な情報や支援を積極的に提供することを指す。

【多機関ワンストップサービス】(資料中補足再掲)

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、警察による支援や刑事手続の各段階で行われる民間被害者支援団体による支援だけではなく、被害直後の生活急変や刑事裁判等の終了後も含めた中長期にわたる生活再建を支援するという観点から、犯罪被害者等のニーズを踏まえつつ、都道府県や市区町村が提供する生活を支援するための各種制度やサービスにも、漏れのないようにつないでいくことを指す。

参考 主な支援制度の状況（支援の案を実施した場合）

区分	支援種別	支援内容
経済的支援 (千葉県・市見舞金等)	遺族見舞（支援）金	県：見舞金 30万円 市：見舞金 30万円 支援金 15万円
	重傷病見舞（支援）金	県：見舞金 10万円（身体） 市：見舞金 10万円 支援金 15万円
	性犯罪見舞金	市：見舞金 10万円
経済的支援 (犯罪被害給付制度) ※損害賠償と相殺あり	遺族給付金	警：犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額
	重傷病給付金	警：負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額を合算した額
	障害給付金	警：犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額
日常生活支援	ハウスクリーニング	警：公費負担
	避難	警：公費負担 1万円／1泊(3泊) 市：補助金 1万円／1泊(3泊)
	住居復旧	市：補助金 30万円
	転居	—
	公営住宅入居	県：県営住宅特枠世帯該当
	家事等	市：経済的支援の支援金による
	代替制服	警：公費負担（性犯罪）
医療心理ケア等	診断書作成料	警：公費負担
	医療費（性病検査料）	警：公費負担
	緊急避妊措置等	警：公費負担
	検案	警：公費負担
	カウンセリング	警：公費負担 ※その他民間支援団体の実施あり
法的関係支援	法律相談	県：現物 2時間（1回）
	交通事故相談	県：現物
	弁護士費用	国：国選弁護士
	再提訴	市：補助金 33万円（1回）
	財産開示手続等	市：補助金 5万円
その他支援	各種付き添い	警：被害者支援要員制度 ※その他民間支援団体の実施あり
	報道対応	警：被害者支援要員制度

※凡例：警…警察、県…千葉県、市…白井市

千葉県内における犯罪被害者等支援の状況等について

1 特化条例・見舞金等の設置状況（令和6年7月末現在）

自治体名	施行日	経済的支援（見舞金・支援金）			住居関係支援		
		遺族	重傷病	性犯罪	宿泊支援	転居	住居復旧等
千葉県	令和3年4月1日 見舞金等はR4から	30万円	10万円	—	—	—	—
多古町	平成14年1月1日	30万円	3-20万円	—	—	—	—
神崎町	平成15年4月1日	30万円	3-10万円	—	—	—	—
成田市	平成18年3月27日	30万円	3-10万円	—	—	—	—
印西市	平成29年4月1日	30万円	5-10万円	—	—	5万円	—
鎌ヶ谷市	令和5年4月1日	30万円	5-10万円	—	—	5万円	—
四街道市	令和5年4月1日	30万円	5-10万円	—	—	20万円	—
千葉市	令和6年4月1日	30万円	5-10万円	5-10万円	—	20万円	—
松戸市	令和6年4月1日	30万円	10万円	10万円	—	20万円	—
山武市	令和6年4月1日	30万円	5-10万円	—	—	5万円	—
匝瑳市	令和6年4月1日	30万円	5-10万円	—	—	—	—
横芝光町	令和6年4月1日	30万円	10万円	—	—	—	—
芝山町	令和6年4月1日	30万円	5-10万円	—	—	—	—
柏市	令和6年7月1日	30万円	10万円	10万円	—	20万円/1回 2回	—
東庄町	令和6年7月1日	30万円	10万円	—	—	—	—
白井市案	—	見舞30万円 支援15万円	見舞10万円 支援15万円	見舞10万円	1万円/泊 3泊	—	復旧等30万円

自治体名	生活関係支援				法的関係支援			
	配食支援	家事援助	介護	保育	法律相談	裁判傍聴	再提訴	財産開示手続
千葉県	—	—	—	—	2時間 1回	—	—	—
多古町	—	—	—	—	—	—	—	—
神崎町	—	—	—	—	—	—	—	—
成田市	—	—	—	—	—	—	—	—
印西市	—	—	—	—	—	—	—	—
鎌ヶ谷市	—	—	—	—	—	—	—	—
四街道市	—	5万円	—	—	—	2,500円/日 5万円	—	—
千葉市	1,000円/回 1人につき30回	4,000円/時間 60時間	1,650円/時間 1人につき10時間	—	—	—	—	—
松戸市	1,000円/回 1人につき30回	4,000円/時間 93時間	—	3,000円/回 1人につき20回	2時間 1回	1人につき5万円	—	—
山武市	—	—	—	—	—	—	—	—
匝瑳市	—	—	—	—	—	—	—	—
横芝光町	—	—	—	—	—	—	—	—
芝山町	—	—	—	—	—	—	—	—
柏市	3万円	5万円	3万円	6万円	1万円/回 2回	1人につき5万円	—	—
東庄町	—	—	—	—	—	—	—	—
白井市案	支援金の中に含んでいる				—	—	33万円 1回	5万円

2 白井市の犯罪等の発生状況（犯罪行為が行われた時に市民であった者）

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	平均
市内犯罪発生件数	386	356	348	313	283	329	335.8
死亡したもの	0	0	0	1	0	1	0.3
全治1月以上	1	2	0	1	3	2	1.5